

平成30年1月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

平成29年(ホ)第3676号損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第6084号)

口頭弁論終結日 平成29年12月5日

判 決

東京都千代田区飯田橋2丁目8番5号多幸ビル九段10階

控 訴 人 株式会社ゴールドリンク

同代表者代表取締役 藤 田 

東京都 

控 訴 人 藤 田 

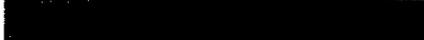
埼玉県 

控 訴 人 川 内 

控 訴 人 服 部 

控訴人ら訴訟代理人弁護士 官 本 寛 之

同 森 仁 至

被 控 訴 人 

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 津 田 頤 一 郎

主 文

- 1 原判決中控訴人服部  に関する部分を取り消す。
- 2 控訴人服部  は、被控訴人に対し、352万6600円及びこれに対する平成28年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人の控訴人服部  に対するその余の請求を棄却する。

- 4 控訴人株式会社ゴールドリンク、同藤田■■■■及び同川内■■■■の控訴をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、1審・2審を通じて20分し、その1を控訴人服部■■■■の、その15をその余の控訴人らの、その4を被控訴人の負担とする。
- 6 この判決第2項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（以下、原判決の略称をそのまま用いる。）

- 1 本件は、被控訴人が、控訴人株式会社ゴールドリンク（控訴人会社）の従業員らの勧誘によって控訴人会社との間で締結した金又は白金（金等）の地金売買契約（本件各契約）が、私的差金決済取引として公序良俗に反する行為であるか、適合性原則又は説明義務に違反する行為であり、これにより、被控訴人は、本件各契約の代金及び手数料名下に支払った金員1634万3000円と弁護士費用163万4300円の合計1797万7300円の損害を被ったと主張して、控訴人会社に対しては民法709条又は同法715条1項に基づき、その代表取締役である控訴人藤田に対しては会社法429条1項又は民法709条に基づき、控訴人会社の取締役である控訴人川内及び同社の従業員であった控訴人服部に対しては民法709条に基づき、連帯して1797万7300円及びこれに対する訴状送達の日（控訴人会社、控訴人藤田及び同川内については平成28年3月18日、同服部については同年4月16日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求めた事案である。

原審は、商品先物取引法の許可等を受けていない控訴人会社が被控訴人に対して私的差金決済契約というべき本件各契約を締結させたことは、公序良俗に

反し、被控訴人らは共同して不法行為責任を負うと認定判断して、被控訴人の請求を全て認容したところ、被控訴人らが、これを不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決6頁14行目末尾に行を改めて次を加える。

「なお、中途解約清算金として被控訴人に返金された前記416万3500円は、次のとおり算出された。金地金に係る本件契約1の中途解約清算金については、平成27年12月24日の解約日までに被控訴人が控訴人会社に支払った代金合計453万6000円（手数料は含まない。本件契約2及び3の各支払済み代金についても同様である。）に、金地金1グラムの解約時の価格である『解約価格』4160円と金地金1グラムの契約時の価格である『契約価格』4340円の差額金（4160円－4340円＝－180円）に契約数量である「解約数量」5.0キログラムを乗じた額（－180円／グラム×5000グラム＝－90万円）を加算した結果、『363万6000円』と算出された。金地金に係る本件契約2の中途解約清算金については、支払済み代金合計450万9500円に、前記同様、解約価格と契約価格の差額金（4160円－4300円）に解約数量5.0キログラムを乗じた額を加算した結果『380万9500円』となり、白金地金に係る本件契約3の中途解約清算金については、支払済み代金合計224万1200円に、解約価格と契約価格の差額金（3389円－5090円）に解約数量3.0キログラムを乗じた額を加算した結果『－286万1800円』となり、白金地金に係る本件契約4の中途解約清算金については、支払済み代金合計225万2800円に、解約価格と契約価格の差額金（3389円－4280円）に解約数量3.0キログラムを乗じた額を加算した結果『－42万0200円』となり（すなわち、本件契約3及び4についてのみ見れば、被控訴人は、控訴人会社に対し、実質的に更に合計328万2000円の出捐を強いられ

たこととなった。)、以上の本件各契約の中途解約清算金を合算すると、前記のとおり416万3500円となる(乙44)。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件各契約は違法な私的差金決済契約に当たり、控訴人らが被控訴人との間で本件各契約を締結させたことは不法行為であり、これにより被控訴人に損害を負わせたものと判断する(ただし、控訴人服部に関する請求については、後記のとおり、その責任範囲は限定されるべきで、その限度で原判決は修正を免れない。)。その理由は、後記2のとおり原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 原判決19頁9行目の「実際の手数料額」から同9行目から10行目にかけての「ではなかった」までを「前記前提事実(2)エのとおり、実際の手数料額はこれに満たなかった」に改める。
- (2) 原判決19頁26行目の「算出した後」の次に「(12条2項(2))」を加える。
- (3) 原判決20頁24行目から同21頁1行目までを削る。
- (4) 原判決22頁15行目の「被告服部とともに、」を削る。
- (5) 原判決23頁4行目の「すべての」を削り、同5行目の「顧客が」から同6行目の「設けること」までを「複数の金地金等の売買契約が締結されている場合に各々の契約書の該当条文に違いがあるときは、直近の契約書の条文に読み替えること」に改める。
- (6) 原判決24頁3行目の「平成27年9月」を「平成27年10月」に改める。
- (7) 原判決24頁15行目の「現物の所有権」から同16行目の「しかも」までを削る。

(8) 原判決25頁5行目から同16行目までを次のとおり改める。

「すなわち、商品先物取引法による法規制の趣旨に遡って本件各契約の性質について更に検討すると、商品先物取引法は、差金決済により取引関係から離脱することのできる先物取引が、過大な投機や不健全な取引となる危険性をはらむことから、取引秩序を維持するため、何人も商品について先物取引に類似する取引をするための施設を開設してはならない（同法6条1項・2項、商品市場類似施設の開設の禁止。同条違反については、懲役刑を含む罰則をもって厳しく対処される〔同法357条1号・363条1項〕。）とし、同法における『先物取引』として『当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引』を掲げる（同法2条3項1号）ところ、本件各契約は、商品先物取引法に定める『先物取引』と同一の性質を有する取引であり、同法6条1項の『先物取引に類似する取引』に当たることが明らかである。つまり、本件各契約は、金や白金についてはその利用価値より交換価値が重要であることを前提としたもので、契約当事者間で授受される差金の額は、被控訴人（買主）が解約を申し出た将来の時点での金地金等の取引価格の変動という偶然の事情で左右されるものであることも考慮すれば、本件各契約が、高齢の契約者が15年以上の長期にわたって分割代金を支払って金地金等の現物の引渡しを受けることのみが意図されたものとは解し難く、その実態は、このような長期の分割払期間中に分割金の支払をすることができなくなったり、望まなくなったりした買主が、将来の時点における金地金等の取引価格の変動という偶然の事情によって差金決済をすることになるという結果を招来し、控訴人会社が商品市場における取引によらないで商品市場における相場を利用して差金を授受するものとして、私的な差金決済を目的とする私的差金決済契約という

べきである。

そして、控訴人会社は、前記前提事実(1)イのとおり、商品先物取引法上の許可や金融商品取引法上の登録も受けずに本件各契約を締結させたものである。しかも、本件各契約は、商品市場における取引ではなく、顧客である被控訴人と控訴人会社との間のいわゆる相対取引によって行われるものであるから、取引秩序の維持についての制度的担保はなく、顧客による投下資金の回収又は金等地金の引渡しは控訴人会社の資産状況に依存することになるが、控訴人会社では顧客財産に対する法的な分離措置は採られておらず（原審における証人田畑，同控訴人川内本人），被控訴人を含む控訴人会社の顧客は、控訴人会社の信用力について多大なリスクを負うこととなる（なお、被控訴人が控訴人会社の従業員らからこのようなリスクについての説明は受けていなかったと認められる〔原審における被控訴人本人〕）。また、金等の価格が下落し、顧客が中途解約をした場合には、顧客に損失が生じる一方で控訴人会社が利益を得、金等の価格が上昇し、顧客が中途解約をした場合には、顧客が利益を得る一方で控訴人会社に損失が生じることとなり、本件各契約の締結により、買主である顧客と売主である控訴人会社との間に、不可避的に利益相反の関係が生じることになる。

控訴人会社が被控訴人に対して以上のような本件各契約を締結させた行為は、これが前払式割賦販売契約に該当するかどうかを論ずるまでもなく、公序良俗に反し、民法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有するというべきである。」

(9) 原判決26頁2行目から同25行目までを次のとおり改める。

「また、控訴人らは、本件各契約の目的は金等の前払式割賦販売を目的とする契約であり、控訴人会社が本件契約4において、既払の割賦代金の範囲内で100グラム単位で金等地金の現物を受領して契約を終了できる

『満期前終了』との規定を設け、同規定が本件契約1から3までにも適用される旨の合意がされているところ（乙10）、この規定は、現物取引の一部履行により契約が終了することを端的に表しており、そこに差益授受の趣旨は見当たらないと主張する。

しかし、そもそも、本件契約1から3までの各締結時には『満期前終了』の規定は設けられておらず、むしろ前記認定のとおり差金決済（金地金等の現物によるものも含む。）による中途解約条項のみが置かれていたところ、『金（白金）地金売買契約変更合意書』（乙10）が平成26年12月に作成されたとしても、同合意書が作成された以降に締結された本件契約4に設けられた『満期前終了』の規定（10条）が、同合意書が作成される以前に締結された本件契約1から3までに遡って適用されるとは解し難いから、控訴人らの主張は、その限りで前提を欠くと言わざるを得ない。

また、『満期前終了』の効力が本件各契約に及ぼされると解したとしても、顧客から満期前終了の意思表示がされた場合、控訴人会社としての対応は『審査した上で応じることがある。』にとどまる（10条1項）のであり、その審査方法も明らかではなく、顧客と控訴人会社との間の法律関係が一義的に明確に規定されたものとは言い難い。さらに、被控訴人川内又は同服部が被控訴人との間で本件各契約を締結する際に契約終了事由の説明に用いた『ご契約に関する確認事項』と題する書面にも、『契約解除の申し入れ（中途解約）』が顧客の選択できる数種の選択肢の1つとして明確にうたわれており、中途解約する場合における『粗損益計算例』や、支払手数料分を含めた損益が顧客に発生する金等の時価のことをいうものと理解できる『損益分岐点』となる価格まで具体的に説明されている（甲7の1～4、原審における控訴人川内）。加えて、本件各契約上、買主である被控訴人は、1年に1度支払う3万円の口座管理費等のほかに各契約

の取引総額の10%を超える高率の額の『手数料』を支払わなければ金等地金の所有権が移転しないとされているところ、これが通常の前払式割賦販売であるとは、到底解し難い。

本件各契約を金等の前払式割賦販売を目的とする契約であるとする控訴人らの主張は、本件各契約の割賦払期間を15年を超える長期としたこととあいまって、顧客をして、実際に割賦金を積み立てて金等を購入しているという意識を持たせることにより、公序良俗に反する本件各契約の実質を隠す手段と見ることも可能といわなければならない。

控訴人らの主張は、採用できない。」

(10) 原判決28頁5行目末尾に行を改めて次を加える。

「控訴人らは、平成27年3月1日から平成29年2月28日までの取引総数1742件のうち、1035件が代金の支払が続けられており、金地金等の現物引渡しで終了したものが660件で（うち『満期終了』が1件、『早受け渡し』又は『満期前終了』が659件）、現金の差金による清算は30件にすぎない（乙66）ことから、控訴人会社の提供する商品が現物取引であることを示していると主張するが、すでに見たとおり、控訴人会社において金等地金の現物引渡しの実績があることや、なお多くの取引では代金の支払が継続されていることと、本件各契約が違法な私的差金決済契約に当たることが相反するわけではない以上、本件各契約の性質や目的に係る前記認定が左右されるものではない。」

(11) 原判決28頁7行目から29頁9行目までを次のとおり改める。

「争点(1)に対する判断で認定したとおり、控訴人会社は、被控訴人との間で、公序良俗に反する本件各契約を締結したものであり、法人として民法709条に基づく不法行為責任を、控訴人藤田は、控訴人会社の代表取締役として、悪意又は重大な過失に基づいて本件各契約を締結させた者として、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うことが明らかである。

また、控訴人川内は、前記1(3)のとおり、本件各契約のいずれについても、被控訴人に対する勧誘行為の中心となって行動した者であり、本件各契約の違法性について十分に認識した上で被控訴人を勧誘し、本件各契約を締結させたと認められ、本件各契約によって被控訴人に生じた損害について、控訴人会社及び控訴人藤田とともに、共同不法行為責任を負うべきである。

控訴人服部についても、前記1(3)のとおり、本件契約1に関する勧誘行為に携わっていたもので、本件契約の違法性について認識していたと推認できるから、本件契約1に関して被控訴人に生じた損害についての不法行為責任は免れない。しかしながら、控訴人服部は、平成25年10月8日には控訴人会社を退職し、その後も同年11月30日までは控訴人会社のパート職員として臨時雇用されていた(乙39、原審における控訴人服部本人)ものの、それ以降に控訴人会社と被控訴人との間で締結された、本件契約2から4までの勧誘及び締結には全く関与しておらず、本件契約1に関する控訴人服部の勧誘行為がなければ被控訴人が本件契約2から4までを締結していなかったとの関係があるとも認められず(甲22、原審における被控訴人本人)、本件契約2から4までの締結により被控訴人に生じた損害について責任を負うべきものとは、認められない。」

(12) 原判決29頁15行目末尾に行を改めて次を加える。

「ウ なお、前記のとおり、控訴人服部は、本件契約1の締結に係る限度で、不法行為に基づく損害賠償義務を負うところ、本件契約1の締結により交付した金銭は684万2000円(初回支払分の503万円と2~25回の各支払分の7万5500円×24回の合計額)であり、前記前提事実のとおり、本件契約1の中途解約清算金として363万6000円が返金されたことになるから、控訴人服部は、その差額の320万6000円に、弁護士費用相当額として1割相当額を加えた352万6600円を支払う限度で賠償義務を負うというべきである。

エ 控訴人らは、当審において、被控訴人の請求する損害が発生した原因は、被控訴人が本件各契約について差金決済による中途解約を選択したことによるから過失相殺がされるべきである旨主張するが、既に判示したところ（引用に係る原判決説示も含む。）に照らし、控訴人らの主張が失当であることは明らかである。」

3 以上に認定、説示したところによれば、被控訴人の控訴人服部に対する請求については、352万6600円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余の請求は理由がないからこれを棄却するのが相当である。また、被控訴人の控訴人会社、控訴人藤田及び同川内に対する請求については全て理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

甲斐 哲彦 

裁判官

梶 智 紀 

裁判官

森 健 二 

これは正本である。

平成30年1月25日

東京高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 白水 丈晴

